【報告書記入における留意事項について】

1 様式1について

- ① 産業廃棄物・特別管理産業廃棄物の報告は、別葉にせず、同一の報告書にて報告してください。
- ② 特別管理産業廃棄物の種類は、次により記入してください。
 - (a) 政令(※注1) 第2条の4第1号に定める廃油→「1号廃油」と記入してください。
 - (b) 政令第2条の4第2号に定める廃酸→「2号廃酸」と記入してください。
 - (c)政令第2条の4第3号に定める廃アルカリ→「3号廃アルカリ」と記入してください。
 - (d)政令第2条の4第4号に定める感染性廃棄物→「感染性廃棄物」と記入してください。
 - (e)政令第2条の4第5号イ、ロ又はハに定めるPCB関連廃棄物の場合
 - → 「PCB等」と記入してください。
 - (f)政令第2条の4第5号二に定める廃水銀等→「廃水銀等」と記入してください。
 - (g)政令第2条の4第5号ホ、へ、チからルのいずれかに該当する廃棄物の場合
 - → 「特定有害(※注2)」と記入してください。
 - (h)政令第2条の4第5号トに定める廃石綿等→「廃石綿等」と記入してください。
 - (i)政令第2条の4第6号から第11号のいずれかに該当する廃棄物の場合
 - → 「有害ばいじん等」と記入してください。
- ③ 処分後に発生した産業廃棄物の処理方法が異なる場合は個々に記載し、備考欄にその後の 処理方法(最終処分、売却など)を記入してください。(様式1の記載例木くず参照)
- ④ <u>県外産業廃棄物を取り扱っている場合は、「県内発生分」と「県外発生分」をそれぞれ別葉</u> にしてください。
- ⑤ 廃棄物の発生場所に、委託者の住所を記入しないよう御注意ください。
- ⑥ 書ききれない場合は、コピーしてください。
- ⑦ 実績がない場合は「実績なし」と記入してください。
- ⑧ 同様の項目を入力した電子データがある場合には、様式1による紙面での提出に代えて、電子データを一般的なデータ形式で提出してください(媒体は、CD・DVD等)。なお、委託者が100社以上の場合は、原則として電子データを提供してくださるようお願いします。
- ※注1 「政令」とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和 46 年政令第 300 号)のことをいう。 ※注2 ()の中に廃油、廃酸、汚泥等を記入すること。

2 様式2について

- ① 同一施設で「県内発生分」、「県外発生分」、「自社処理分」がある場合は、施設欄を分けて記入してください。なお、県内発生分及び県外発生分の合計が受託量となります。
 - ・自社から発生した産業廃棄物を破砕処理している場合
 - → 破砕施設(自社処理分)と記入してください。
 - ・排出者から委託された県内産業廃棄物を破砕処理している場合
 - → 破砕施設(県内発生分)と記入してください。
 - ・排出者から委託された県外産業廃棄物を破砕処理している場合
 - → 破砕施設(県外発生分)と記入してください。
- ② <u>受託(県内発生)分及び受託(県外発生)分小計は、様式1の処分量(=受託量)の合</u> 計と相違がないようにしてください。
- ③ 実績がない場合は「0」と記入してください。

3 様式3について

- ① 最終処分業者のみ記入し、提出してください。
- ② 埋立処分実績欄の数値は、様式2に記載した処分量を合計した数値と相違がないようにしてください。また、容量欄には覆土分を含んだ容量を記入してください。
- ③ 施設現況及び前年度報告の内容と整合性を取るようにしてください。